

川崎市協働・連携のあり方検討委員会について

1 委員会設置の経緯と目的

(経緯)

これまで本市では、協働の考え方を自治基本条例において示すとともに、市民活動団体への支援を目的とした市民活動支援指針を策定して協働の取組を推進してきた。しかし、近年、市民活動団体のほかにも企業や大学など多様な主体が、協働の担い手として台頭しており、協働の主体や手法をより広く捉えた協働の考え方の整理が求められている。

(目的)

暮らしやすい地域社会の実現に向けて、ボランティアを中心とした任意の市民活動団体のほか、NPO、ソーシャルビジネス事業者、企業のCSR活動、大学の地域活動など多様な主体との協働・連携のあり方について検討を行うことを目的とする。

2 委員会の検討事項

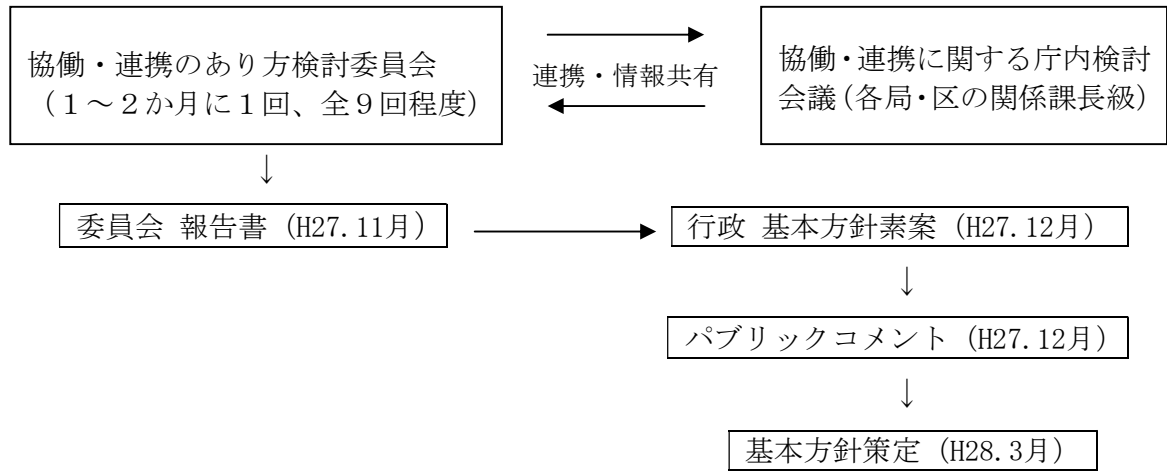
- (1) 協働・連携に関する基本的な考え方に関すること。
- (2) 協働・連携により地域の課題解決を促進するための具体的な仕組みに関すること。

3 今後の検討の進め方

市では、自治基本条例第32条に規定する協働施策の体系化を図るものとして、市の協働・連携に関する基本的な方針を平成28年3月に策定することを予定しており、上記2(1)の協働・連携に関する基本的な考え方についての検討結果を、この基本的な方針に反映していく。

また、検討委員会における検討と並行して、協働・連携を具体的に推進していくための施策構築に向けた検討を行政内部で行うために、協働・連携に関する所管局・区の課長級で構成する庁内検討会議を年内に設置し、検討委員会との情報共有を行いながら検討を進める(次の図のとおり)。

[今後の検討の進め方（イメージ）]



3 任 期

平成26年12月3日から平成28年3月31日まで

4 開催予定回数

9回程度（委員会の進捗状況により、小委員会として開催する可能性あり）

5 検討委員会 スケジュール（案）

委員会	検討内容
第1回 (12/3)	1 委員委嘱・委員長・副委員長選出 2 委員会の役割、今後の検討事項等について
第2回 (1月下旬)	○検討テーマ1
第3回 (3月下旬)	○検討テーマ2
第4回 (4月下旬)	○検討テーマ3
第5回 (5月下旬)	○検討テーマ4
第6回 (7月上旬)	○検討テーマ5
第7回 (8月上旬)	○これまでの議論の振り返り及び基本方針の方向性の検討 ○報告書骨子案の検討
第8回 (10月上旬)	○報告書（案）の検討
第9回 (11月上旬)	○報告書（案）の確定、報告書提出